

## 会議録(HP公開用)

嘉手納町教育委員会

1. 会議の種類：令和元年度 第9回（定例会）
2. 期　　日：令和元年11月28日（木） 午前10時00分～午前11時15分
3. 会議場：庁議室

### 4. 会議に出欠した教育委員

職名	氏名	出席	欠席	備考
教育長	比嘉秀勝	○		
教育長職務代理者	奥間千津子	○		
教育委員	平得永幸	○		
教育委員	喜世川直子	○		

### 5. 職務上会議に出席した職員

教育総務課長	金城睦和
教育指導課長	浦崎直哉
社会教育課長	嵩本さゆり
中央公民館長	新垣美佐
教育総務係長	吉留千絵

教育長：ただいまから、令和元年度 第9回定例教育委員会会議を開会します。はじめに、会議規則第6条に基づき非公開事項についてお諮りします。本日の協議題等について、議案第17号は人事に関する事項となっているため会議規則第6条第1項第2号に規定する非公開事項に該当します。従って、当該1議案の審議については非公開したいと思いますがよろしいですか。

全委員：異議なし。

教育長：異議なしと認めます。それでは、議案第17号の審議は非公開とします。また、公開とされた議事進行中に、あらたに非公開が妥当とされる審議事項が出された場合には、改めて非公開の発議をお願いします。つづいて、会議規則第15条に基づき本日の会議の進行についてお諮りします。議案第17号の審議が非公開とされましたので、始めに教育長諸般の報告、その後に議案第15号と第16号、必要があればその他の事項を行い、その後に非公開の

議案第17号の審議の順に進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

全委員：異議なし。

教育長：異議なしと認めます。会議の進行について決定しましたので、これから会議をはじめます。教育長諸般の報告に入ります。

## 6. 教育長諸般の報告

教育長：まずは教育長諸般の報告をいたします。お手元の資料をご覧ください。（※資料参照）他にご報告のある方はいらっしゃいますか。

教育長職務代理者：11月2日に教育日の集いがありました。嘉手納中学校の全生徒の参加もあり、席はほとんど埋まっていました。発表や合唱を頑張っていただき感謝します。教育講演会ではCSマイスターの森教授によりコミュニティスクールの魅力に関する講演をしていただきました。大人の本気が子ども達を頑張らせ勇気を与える、そして地域が元気になるといった内容でした。かでなっ子フェスティバルでは、たくさんの保護者等が来場されていました。異年齢で演舞する子ども達の良さを感じました。異年齢が交流し演舞することにより大きく成長しているようです。社会教育課の努力もあり、会の進行もスムーズでした。

委員：教育日の集いで、子ども達が発表や大合唱する姿はいきいきとしており素晴らしいかったです。当初から懸念していた周知については、教育の日を町民に浸透させるために、今後も努力していく必要があります。各学校の運動会ですが、中学校の運動会では少し物足りなさを感じました。生徒会長のあいさつの中に「心をひとつに頑張る」というフレーズがありました。中学3年生の学級リレーで、支援を要する生徒を側でエスコートしながら100メートルの距離を走っている姿を見たときに、「心をひとつに頑張る」ということが達成できていると感じました。

委員：中学校の運動会は子ども達を中心を開催されたようですが、もう少し教師の意見や指導があった方が良かったと思います。教育日の集いに関しては、中学生が頑張っていたという印象が強いですが、町民の参加が少なかった点は次年度の課題だと思います。かでなっ子フェスティバルでは、普段から子ども会で頑張っている子ども達が舞台でいきいきと演舞している姿を観て、嘉手納町には元気な子ども達が大勢いると感じました。多くの町民の方々にも頑張っている子ども達の姿を観ていただきたいと思いました。

教育長：他にご意見はありませんか。これにて諸般の報告は閉じたいと思います。それでは協議題に入ります。

## 7. 協議題

① 議案第15号

令和元年度（平成30年度対象）教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

教育長：議案について、提案をお願いします。

教育総務課長：（※議案読み上げ）内容については係長から説明いたします

教育総務係長：今年度の点検評価報告書を作成しましたので、お手元にお配りしております。

毎年の説明となります、外部の皆さんからのご意見を取りまとめておりますので、内容の修正はできません。報告ということで説明させていただきます。

教育委員会会議で承認をいただきましたら議会へ報告し、その後一般に公表いたします。（※点検評価読み上げ：教育総務課）

教育長：14ページの点検評価員のご意見で「学校給食費の負担軽減は評価できる」とあります、給食費は全額補助となっているので「軽減」という表現は適していないと感じます。

教育総務課長：給食費は教育費の中の一部となりますので、保護者からすると全額補助されても、軽減されているといった印象を持たれていると考えます。

教育長職務代理者：平成30年度の点検評価ということですが、担当係の皆さんには自己評価をいつ頃なされていますか。

教育総務係長：今年の7月から8月にかけて評価しています。去年の事業を今年評価しています。

教育長職務代理者：12ページの点検評価員のご意見に「園舎の老朽化は危険を伴うので、早急に進めてほしい」とありますが、課題・対策の中で「早急に進める」と記載があれば、こういったご意見は無かったと思います。

教育総務課長：園庭は施工中ですが、園舎は既に完成しておりますので、この記載は誤っています。ご指摘ありがとうございます。

教育長：教育総務課の施設係は安全点検を徹底されており、今までの工事は無事に事故なく進められています。他にご意見はございませんか。

全委員：異議なし。

教育長：それでは、教育総務課の点検評価について承認いたします。次に教育指導課の点検評価について説明をお願いします。

教育総務係長：（※点検評価読み上げ：教育指導課）

教育長：20ページの「中学生英検受験料補助（約1回分）」に関しては、1度に全額を補助するのではなく、3分割して補助してはいかがでしょうか。一度受験して合格できなかった生徒の意欲増進にもなりますし、頑張って勉強する生徒へも3回までは合格する度に一部を補助することができます。

教育指導課長：教育指導課としましても、受験者数の増加は課題となっております。英語教員

や校長へ協力を仰ぎ、受験者数は増えてきておりますが、2級の壁が高いので、2級を超えるのは厳しいようです。

委 員：25ページの青少年センター指導員についてですが、年々と指導員が減ってきているようです。北区や西区の指導員は少なくて、西浜区は多い状況です。今後各区の配置はバランスよく人数配置できませんか。

教育指導課長：自治会ごとに配置人数を決めて、自治会長に声掛けしながらバランスよく配置できるように進めてまいりたいと思います。人探しはなかなか厳しいです。

委 員：最近は高齢化しており、若い世代の指導員がいないので、青年会の協力を依頼してはいかがでしょうか。

教 育 長：是非ご検討ください。他にご意見はございませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、教育指導課の点検評価について承認いたします。次に社会教育課の点検評価について説明をお願いします。

教育総務係長：(※点検評価読み上げ：社会教育課)

教育長職務代理者：27ページの点検評価員のご意見に、「ハワイ短期留学や大山町交流事業の「体験発表などで他の生徒への還元を望む」とありますが、実際に各学校へ報告会の周知を行い保護者の皆さんにも参加していただけないでしょうか。報告会に参加することで、子ども達は感心が出てくると思います。

教 育 長：全校生徒に報告を聞いていただきたいです。現在は教育委員会のみが報告会を行っているので、学校でも報告会を行い、事業の啓発をすることにより、参加希望者は増えると思います。

委 員：29ページに徒步登校奨励に関する内容がありますが、西浜区の子ども達は毎朝マイクロバスで送迎しているので、矛盾しているように感じます。また、屋良小学校の子ども達は送迎がないため、道の駅あたりから歩いて登校する子もいます。公平感を問う保護者はいるようです。

委 員：西浜区のバス乗り場へ車で送迎する保護者がいて、危険な場面が見られます。徒步登校は、小さい時からの習慣で身についていきますが、小学2年生まで送迎があると、習慣付きづらい思います。兼久海浜公園から学校までは1.5キロ程あります。

委 員：最近、嘉手納小学校では子どもを体育館の下で降ろしている保護者が見受けられます。嘉手納児童館で子どもを降ろし、学校付近への車は入れないよう対応できないでしょうか。

委 員：幼稚園児の送迎で体育館を利用しているようです。以前は校内には車を入れないようにしていましたが、とても混雑し危険な状況だったので、体育館まで入れているようです。

教 育 長：徒步登校の奨励とマイクロバスでの送迎については以前にも指摘を受けたこ

とがあり、答弁に苦慮したことがあります。徒歩登校の奨励は決まり事ではなく奨励なので、今後も課題としていきます。他にご意見はございませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、令和元年度（平成30年度対象）教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について承認いたします。

## ② 議案第16号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（案）について

教 育 長：議案について、提案をお願いします。

教育総務課長：（※議案読み上げ）内容については係長から説明いたします

教育総務係長：まず、改正ポイントについて簡単にご説明いたします。今回の改正は、成年被後見人の制度を利用している方々の人権が尊重され、不当に差別されないよう、数多くの法律で「成年被後見人等」に係る欠格条項の資格等から一律に排除する扱いを改め、資格等にふさわしい能力の有無を個別的・実質的に審査・判断する仕組み（個別審査規定といいます）へと見直されることになりました。具体的には、各制度において、欠格条項として「成年被後見人又は被保佐人」といった条項を削除又は個別審査規定として、個別で審査できるような条件（例えば「精神の機能の障害により当該職務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」といった文言に整備する内容です。また、今回の改正の機会に同時に修正とのことで、「禁錮」のルビを削除する改正と「破産者で復権を得ないもの」という表現を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの」に表現を修正するといった例規の改正で、両者に意味の違いはありません。以上の改正内容が令和元年6月14日付け「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」で公布されており、公布の日から起算して6か月を経過した日（令和元年12月14日を施行期日）として市町村においても例規整備が必要となっており、今回の改正となっています。（欠格条項：資格・職種・業務等から排除される条件を定めている規定のこと）なお、本町教育委員会の関係規則等については、上位法である「学校教育法」においても当該改正に伴い、第9条欠格条項において、校長又は教員となることができる者の欠格事由より「成年被後見人又は保佐人」の表記が削られています。それに伴って、第9条第2号以降の号が繰り上がるため、当該箇所を引用する例規に影響が出ております。以上、本町教育委員会の例規を見直した結果、4つの規則が、上記法改正により影響を受け、例規改正が必要となっていることから、一回で関係規則について一部改正をするものです。

以下、読み上げます。（※嘉手納町社会教育指導員設置に関する規則の一部改正読み上げ）これらの改正箇所については、別紙の新旧対照表でご説明いたします。「①嘉手納町社会教育指導員設置に関する規則の一部改正後（案）」をご覧ください。社会教育指導員に関する欠格事項の内容を「第3条 第1項 精神の機能の障害により前条に規定する職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改めております。当該例規は、個別審査規定として、個別で審査できるような条件を付した内容となっております。続いて、嘉手納町教育委員会表彰規則です。表彰の制限と規定されている内容ですが、第6条 第1項 禁錮のルビのこの表記を削除する改正も今回の改正内容となっていることから、このような表記となっております。第2項の成年被後見人又は保佐人については、単純削除となっております。第3項の「破産者であって復権を得ないもの」については、「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」という表現へ改正となっています。嘉手納町立学校管理規則についてです。こちらは、上位法である、学校教育法の改正に伴い、第1項 成年被後見人又は被保佐人が削除され、以降の引用の各号の繰り上がったことによる改正です。詳細は別添資料をご参照ください。（※資料読み上げ）続いて、嘉手納町立幼稚園管理規則の一部改正です。こちらも先ほどと同様学校教育法の改正に伴う、第1項 成年被後見人又は被保佐人が削除され、以降の引用の各号の繰り上がったことによる改正です。以上今回改正の説明となります。いずれも上位法に基づいた例規改正となっております。ご審議の方よろしくお願いします。

教 育 長：上位法の改定に伴う例規の改正ですね。何かご質問やご意見はございませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（案）について承認いたします。

傍聴人退室（非公開）

### ③ 議案第17号

令和元年度 嘉手納幼稚園教諭の雇用について

教 育 長：議案について、提案をお願いします。

<非公開 審議>

教 育 長：他にご質問やご意見はありませんか。

全 委 員：異議なし。

教 育 長：それでは、令和元年度 嘉手納幼稚園教諭の雇用について承認いたします。

他にご意見はありませんか。以上をもちまして、第9回定例教育委員会会議  
を閉会いたします。お疲れ様でした。

9. 会議録の署名人

教 育 長 七 萬 朝 勝   
教育長職務代理者 須 田 千 津 子 